

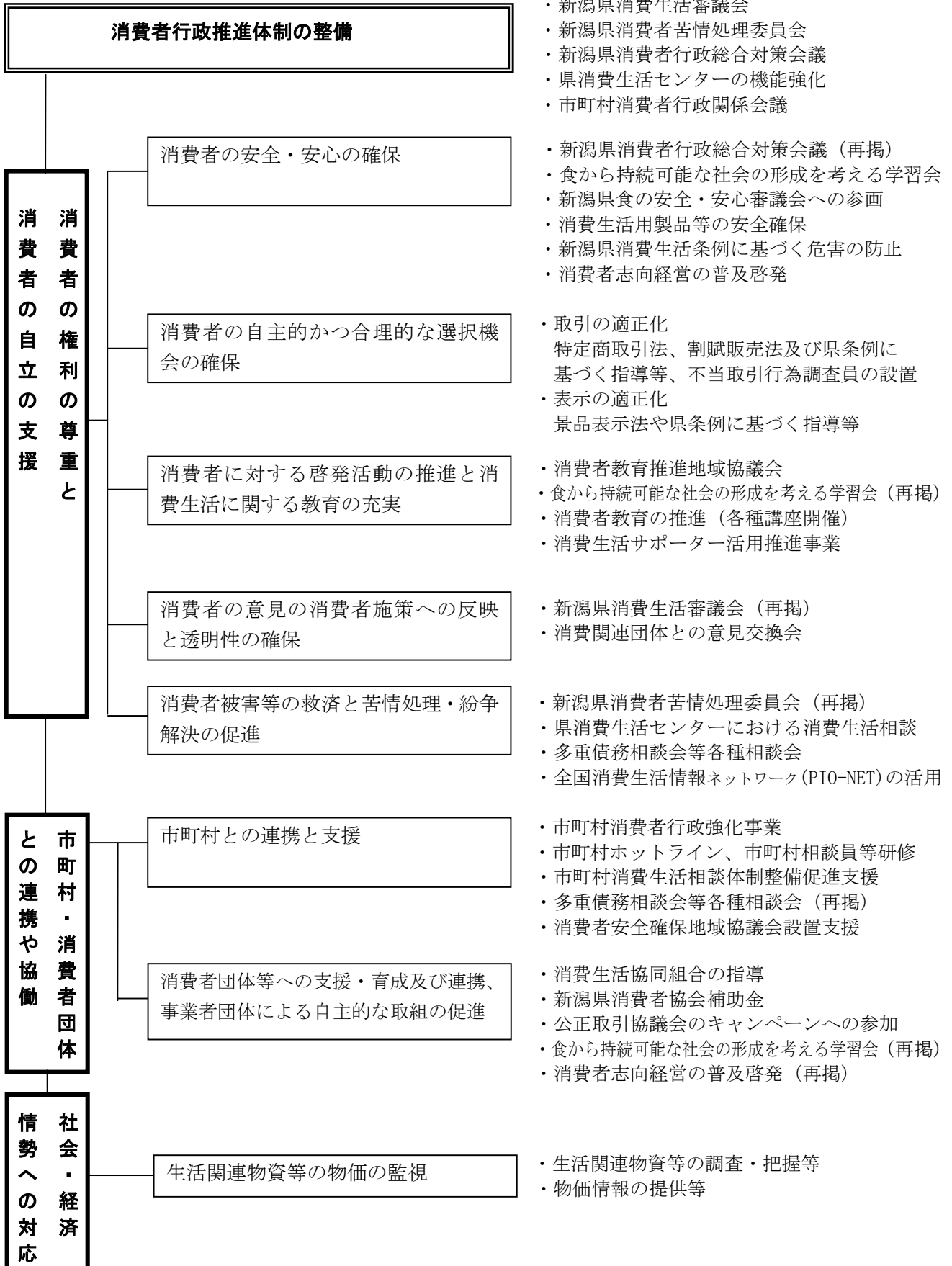
第3章 県民生活課・県消費生活センター における主要事業

- 1 施策体系図（4頁の再掲）
- 2 施策体系別の事業概要
- 3 主要事業の概要と事業実績

1 施策体系図（4頁の再掲）

< 推 進 事 項 >

< 主 な 事 業 >



2 施策体系別の事業概要

(1) 消費者行政推進体制の整備

県の消費者行政推進の総合調整等を行うための会議の設置や市町村との連絡会議を開催する。また、多様化・複雑化する消費生活相談へ対応するため、県消費生活センターの機能強化を図る。

○ 各種会議

名 称	概 要
新潟県消費生活審議会	消費者問題に関する知事の諮問機関。調査、審議、建議を行う。
新潟県消費者苦情処理委員会	消費者の苦情処理解決が著しく困難な場合に調停を行う。
新潟県消費者行政総合対策会議	消費者事故等への対応のため、庁内関係課との情報の共有化や連携・調整を図る。
市町村消費者行政関係会議	市町村の担当課との連絡会議、研修会を実施する。

(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

ア 消費者の安全・安心の確保

消費者の安全と安心を確保するため、安全を害する恐れがある製品や役務に関する情報の収集や提供に努め、庁内関係課と連携してリスクコミュニケーションの充実を図る。

特に消費者の関心が高い食の安全・安心については、県民を対象とした学習会等の開催による積極的な情報提供や啓発に努める。

- ・食から持続可能な社会の形成を考える学習会
- ・新潟県食の安全・安心審議会への参画（福祉保健部所管）

イ 消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保

商品購入や役務契約に際し、消費者と事業者の間の適正な取引を確保するとともに、消費者の自主的かつ合理的な選択が妨げられないようにするため、法律に基づき、取引や表示の適正化を図るため事業者指導等を行う。

・取引の適正化

特定商取引に関する法律や割賦販売法等の法律及び新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく事業者への指導等を通じて、取引の適正化を図る。

・表示の適正化

不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）や条例に基づき、不当な表示や不当な景品提供を規制するとともに、関係各課と連携して様々な場で表示の啓発を図る。

ウ 消費者に対する消費生活に関する教育の推進と啓発活動の充実

学生から社会人、高齢者など対象者に応じて、「被害に遭わない、合理的な意思決定ができる自立した消費者」及び「よりよい社会のために行動する消費者」の育成に向けて、多様な主体と連携して取り組む。

- ・高校生、大学生、社会人向けの各種講座を開催する。
- ・地域における消費生活相談や啓発活動に加えて、高齢者等の見守りの担い手足りうる人材として活動する消費生活サポーターを養成する。
- ・高齢者の消費者被害を防止するため、高齢者を見守る立場の民生委員や福祉関係者を対象とした啓発講座を実施。
- ・これらと併せて生活情報紙の発行やマスメディアを活用した広報等の情報発信を行う。
- ・新潟県金融広報委員会及び金融経済教育推進機構（J-FLEC）と連携して、よりよい消費生活を送るための消費者教育・金融教育の普及等により、健全で合理的な生活・家計運営の実現を図る。
- ・食の安全・安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、持続可能な社会の形成に向け積極的に参画する意識を醸成する学習会を開催する。

エ 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

消費生活に関する消費者や関係機関の意見を広く聞き、消費者施策への反映に努める。

- ・消費生活審議会、消費者教育推進地域協議会の開催
- ・消費者関連団体との意見交換等

オ 消費者被害等の救済と苦情処理・紛争解決の促進

多様化・複雑化する消費者被害等について、消費者被害の救済や苦情処理を行うとともに、全国消費生活情報ネットワーク（PIO-NET）を活用した相談機関の情報連携や住民への注意喚起を行う。

- ・県消費生活センターにおいて消費者の相談や苦情に応じ、国民生活センターや市町村消費生活センター等と緊密な連携を取りながら、迅速かつ効果的な処理に努める。
- ・相談状況から把握できる対象者ごとの消費生活トラブルの状況などをわかりやすく情報提供する。
- ・関係団体との連携による多重債務相談会等の実施

(3) 市町村・消費者団体との連携や協働

ア 市町村との連携と支援

地方消費者行政の現場は市町村であることを原則とし、県と市町村との連携や支援を図り、市町村の取組を支援する。

- ・消費者行政強化交付金を活用し、「新潟県消費者行政推進事業等補助金」により市町村の消費者行政強化の取組を支援

- ・市町村が行う消費者相談への支援のためのホットラインを県センターに設置
- ・市町村における相談窓口の整備を促進するため、県センター相談員による相談支援事業、「市町村消費生活相談体制整備促進支援事業」の実施や消費生活相談員研修を開催
- ・市町村と消費者問題に携わる関係団体等との連携により、被害防止や啓発等の取組を進めることができるよう支援

イ 消費者団体等への支援・育成及び連携、事業者団体による自主的な取組の促進

消費者に対する啓発や教育など消費生活の安定と向上を図るため、消費者団体の活動の支援や育成を行う。また、消費者の安全の確保などに関して、事業者自らによる適正な事業活動の確保を図るとともに、事業者の自主的な取組の促進について協力していく。

- ・消費者団体の育成や指導（新潟県消費者協会、消費生活協同組合）
- ・事業者団体との連携（各種事業者団体との意見交換、関連事業連携等）

(4) 社会・経済情勢への対応

生活関連物資等の物価の監視

生活関連物資について、消費者がうわさ等に惑うことなく適切な消費行動を行えるよう、正しい価格動向及び需給状況について情報提供を行うとともに不当な価格形成の防止に資する。

- ・生活関連物資等の価格動向の情報提供及び需給状況の調査・把握等

3 主要事業の概要と事業実績

(1) 消費者行政推進体制の整備

ア 新潟県消費生活審議会

- 目的 知事の諮問に応じ、消費生活の問題に関して、調査、審議し、必要な事項を建議する。
- 実績 令和8年3月16日(月)
【任期2年(R6.10.1~R8.9.30)】

委員名	所属	委員名	所属
遠藤 智子	新潟県弁護士会	青木 太華子	新潟県商工会議所連合会
山本 咲子	新潟大学	深見 一美	新潟県商工会連合会
横山 志保	(株)新潟日報社	水島 典子	北信越地区スーパーマーケット協会連合会
吉田 昌幸	上越教育大学	城戸 陽二	新潟県市長会 (妙高市長)
小澤 薫	新潟県立大学	仙海 直樹	新潟県町村会 (出雲崎町長)
高橋 令子	長岡市消費生活センター	川上 良一	公募委員
佐藤 麻耶子	新潟県生活協同組合連合会	笹川 正範	公募委員
堀江 千恵子	特定非営利活動法人新潟県消費者協会	佐藤 時子	公募委員
堀田 伸吾	消費生活ネットワーク新潟		

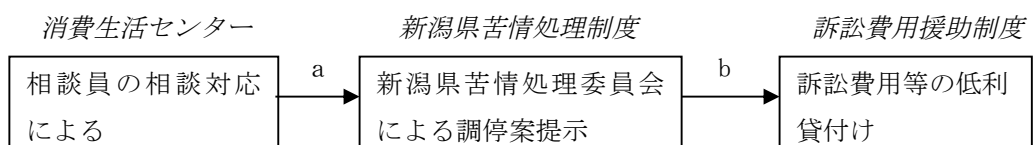
イ 新潟県消費者苦情処理委員会

- 目的 県において消費者苦情の解決に必要な措置を講じたが、その解決が著しく困難である場合、当委員会の調停に付して解決を図る。
- 手続 調停に付された場合、委員会は速やかに調停案を提示。当事者に調停の受諾を勧告する。
- 実績 令和7年度苦情処理委員会の開催はなかった。
【任期2年 (R6.10.1~R8.9.30)】

委員名	所属	委員名	所属
遠藤 智子	新潟県弁護士会	堀江 千恵子	特定非営利活動法人新潟県消費者協会
吉田 昌幸	上越教育大学	青木 太華子	新潟県商工会議所連合会
高橋 令子	長岡市消費生活センター	深見 一美	新潟県商工会連合会
佐藤 麻耶子	新潟県生活協同組合連合会		

【消費者苦情処理体制の整備】

【新潟県における消費者苦情解決のための制度】



主に相談による解決を図るが、不可能な場合、一定の要件で a→b となる。

【訴訟援助費用貸付金】

- 目 的 新潟県消費者苦情処理委員会の調停でも解決できなかった苦情が訴訟に発展した場合、要件を満たせば、苦情処理委員会の意見を聴いた上で訴訟に要する費用の無利子貸付を行う。
- 貸付金額
 - ・ 民事訴訟費用等に関する法律に規定する裁判所に納める費用
 - ・ 訴訟代理人に支払う手数料、報酬その他
 - ・ 知事が特に必要と認める費用(※これまで (S53～) 貸付け実績無し)

ウ 新潟県消費者行政総合対策会議（平成 22 年 6 月 7 日設置）

- 目 的 県民生活に重大な影響を与える消費者事故等への対応のため、庁内の情報の共有化や連携・調整等を図ることを目的とする。
毎年、消費者事故の報告体制について関係課との情報共有を図っている。
- 構 成 庁内 8 部局の関係課
- 実 績 <令和 7 年度> 文書による事故情報の共有
(5 月に令和 6 年度下半期発生分、12 月に令和 7 年度上期発生分を情報共有)

エ 市町村消費者行政関係会議（市町村との連携強化）

- 目 的 市町村の担当部局との連携を図るため、消費生活センター所長等会議を開催するほか、必要に応じて市町村担当職員会議も実施する。
- 実 績 <令和 7 年度>
 - ・ 市町村消費者行政担当者会議 令和 7 年 5 月 9 日（県施策の理解促進、市町村との連携促進）
 - ・ 市町村担当職員会議 令和 8 年 1 月 27 日（消費者行政強化交付金の説明）

(2) 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援

ア 消費者の安全・安心の確保

(ア) 食の安全・安心講演会

- 目 的 消費者の食に関する正しい知識の修得のため、平成 21 年度から食の安全・安心をテーマに学習会を開催。
- 実績・予定

平成 27 年度から食の安全・安心に関する事業者、生産者の取組について、現場を訪問し消費者としての知見を高める内容の学習会を実施。

平成 29 年度からは、食の安全・安心について学び、自らの消費行動が社会、経済、環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、持続可能な社会の形成に繋がるエシカル消費（倫理的消費）について理解を深める「食から持続可能な社会を考える学習会」を開催。

<令和7年度実績>

テーマ等		参加者	
1	「排熱を利用したバナナ栽培と食ロス削減やバナナ和紙づくりに取り組む循環型地域貢献」の取組／シモダ産業株式会社	40人	54人
	令和7年10月18日（土） 開催地：柏崎市		
2	「おいしさ」に加え、体と心と地球に「やさしい」ブランド“Hana-well”の取組み／アクシアルリテイリング株式会社	14人	人
	令和7年11月8日（土） 開催地：燕市		

(イ) 消費生活用製品等の安全確保

- 目的 商品の安全性を確保するため等に行われる規格表示に係る各種法律の運用を行い、消費生活における消費者の安全の確保を図る。
- 法律の運用 販売店舗に立入調査を行い、表示のない商品の販売を中止し撤去を指導する。

- ・町村に所在する店舗 → 県民生活課 消費とくらしの安全推進班が立入調査を実施
- ・市に所在する店舗 → 店舗が所在する市の消費者行政担当課が調査を実施

※聖籠町及び湯沢町については、県特例条例に基づき、立入権限を移管している。

(市は法定受託事務 H24.4.1～)

○ 各法律の目的及び規制

【消費生活用製品安全法】

- ・目的 消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止のため政令で指定した特定製品（乳幼児用ベッド等の指定13品目※）の販売を規制し、消費生活用製品の安全性の確保を図る。
※改正消安法施行（R8.7.8）後は15品目
- ・規制 基準を満たした証であるPSCマークを貼付していない特定製品については、販売をすることができない。

【電気用品安全法】

- ・目的 電気用品の製造、販売等を規制し、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。
- ・規制 基準を満たした証であるPSEマークを貼付していない指定製品については、販売をすることができない。

【家庭用品品質表示法】

- ・目的 消費者の商品選択の重要な指標である品質に関する表示の適正化を図る。
- ・規制 表示事項・表示遵守事項が守られていない指定品目については、販売をすることができない。

イ 消費者の自主的かつ合理的な選択機会の確保

(ア) 取引の適正化

- 目的 商取引の適正化に関する各法律を運用し、適正な取引を推進し、消費者の利益に資する。
- 関係法令と実施内容

法令名	内容	県の対応									
特定商取引に関する法律（特商法）	訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ）、特定継続的役務提供取引（学習塾等）、業務提供誘引販売（内職商法等）、訪問購入に基準を設け、取引の適正化、被害防止を図る。	①報告徴収・立入検査 ②業務改善の指示、業務停止命令 ①の結果、法令に違反する事実が明らかになった場合等に行う。									
法令名	内容	県の対応									
割賦販売法	<p>友の会や互助会等の割賦販売を実施する前払式特定取引事業に基準を設け、事業の適正化、被害防止を図る。</p> <p>県内事業者（R 8. 4. 1 現在）</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>友の会</td> <td>1 事業者</td> </tr> <tr> <td></td> <td>互助会</td> <td>4 事業者</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 2em;">}</td> <td>計</td> <td>5 事業者</td> </tr> </table> <p>※前払式特定取引</p> <p>2ヶ月以上かつ3回以上に渡って料金を前納し、事業者が提供する商品やサービスを入手する方法</p> <p>-----</p> <p>クレジット会社等信用購入あっせん業者が行う後払式取引に対し一定の規制をすることにより事業の適正化、被害防止を図る。</p>	{	友の会	1 事業者		互助会	4 事業者	}	計	5 事業者	<p>○報告聴取、立入検査</p> <p>県内事業者に対し報告徴収、立入検査を実施し、事業形態を把握し、指導を行う。</p> <p>-----</p> <p>○県内で訪問販売等を行う販売業者等に係る個別信用購入あっせん業者に対する報告徴収、立入検査、改善命令、業務停止命令</p> <p>○上記販売業者等に対する報告徴収、立入検査</p>
{	友の会	1 事業者									
	互助会	4 事業者									
}	計	5 事業者									
ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	<p>主務大臣が指定した「会員権」の契約や解約に伴う基準を設け、会員権契約の適正化や被害防止を図る。</p> <p>【R2. 9. 30 現在の指定会員権】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴルフ会員権 	<p>①報告徴収、立入検査</p> <p>②業務改善の指示、業務停止命令</p> <p>※①の結果、改善の必要性があれば改善指示を行い、指示に従わない場合等、会員権契約の業務停止を命じる。</p>									

新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	不当な取引行為を規定し、そのような行為を行った事業者に勧告を行うなどし、取引の適正化を図る。	①報告徴収、立入検査 ②業務改善の勧告 ③県民への情報提供 ※①の結果、必要があれば②③を行う。
----------------------	--	---

(イ) 表示の適正化

- 目的 広告等の表示は、商品選択の際に重要な要素となるものであることから、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)や県消費生活条例により、不当な表示を規制するなどし、消費者がより良い商品やサービスを安心して選べる環境をつくる。

○ 関係法令による対応

【景品表示法】

- ・ 消費者からの申出や関係各課や市町村との連携により、食品表示や広告表示などの表示違反事件を探知し、違反事業者に改善指導を行う。
- ・ パンフレット等の配布により違反事件の未然防止に努める。
- ・ 研修会等により違反事件の未然防止に努める。
- ・ 令和7年5月 新潟県漬物工業協同組合総会で景表法を説明(新潟市)

【令和7年度の県内における違反被疑事件数及び違反指導件数】

景品		表示		合計	
違反被疑数	違反処置数	違反被疑数	違反処置数	違反被疑数	違反処置数
0	0	18	3	18	3

【県消費生活条例第11条に基づく表示等基準】

- ・ 単位価格表示に関する基準(昭和54年10月2日設定)
商品包装の形態やサイズが多様化していることとともない、商品の単価重量や単位容量当たりの価格表示の基準を定め、推進することで、消費者の的確な商品選択に資する。

店舗基準：300㎡以上の店舗に適用 指定商品：県が指定した日用品9、加工食品31、生鮮食品8 価格表示：指定商品は、基準単位当たりの価格表示をしなければならない。 例) 生鮮食品 玉ねぎ100g単位で価格表示

ウ 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実

(ア) 消費者教育の推進

① 新潟県消費者教育推進地域協議会(平成27年3月24日設置)

- ・ 目的 消費者教育の相互的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報交換及び調整を行う。
- ・ 構成 消費生活審議会委員及び専門事項に係る知見を有する新潟県小学校校長会、新潟県中学校校長会、新潟県高等学校校長協会
- ・ 実績 <令和6年度> 令和7年3月18日(火)

② 高校生のための消費生活講座

新潟県金融広報委員会（P29）及び J-FLEC と協力し、高等学校に講師を派遣し、在学中に 18 歳成年を迎える高校生を対象に、実践的な消費者教育のための出前講座を行う。

<令和 7 年度実績> 43 校 44 講座（その他、特別支援学校 5 校で 6 講座実施。）

③ 各種啓発講座の実施

新潟県消費生活センターでは、地域や学校への講師派遣、食品の簡易テスト講座等の実施を通して身近なサービスや商品を適正に選択、利用するための消費者教育を実施する。

<令和 7 年度実績>

講座名	概要	開催規模等
消費生活啓発講座	各地域、グループなどで自主的に取り組む講座や学習会への講師派遣 テーマ：悪質商法	・ 5 回 ・ 参加 147 人
簡易テスト講座	食品の性質を理解し、食品の扱い方や保存方法などを知り、適切な選択、利用ができるよう講座を開催する。	・ 1 回 ・ 参加者 8 人
消費者力アップ講座	消費者として暮らしに必要な知識や判断力等を身につける。	・ 2 回 ・ 参加者 80 人
大学・専門学校等での出前講座	悪質商法被害の未然防止のため、新入生や在校生を対象にした講座 テーマ：契約、相談事例	・ 3 校 3 回 ・ 参加者 608 人

④ 特別支援学校での啓発講座の実施

消費生活サポーターを特別支援学校へ派遣し、消費啓発講座を実施（県消費者協会へ委託）。

<令和 7 年度実績> 1 件

(イ) 消費生活サポーター活用事業

市町村の広報啓発事業への参画や各種啓発講座の講師、金融広報活動、消費生活相談などの担い手に加えて、地域における高齢者等の消費者被害防止のための見守りの担い手足りうる人材として、地域で活躍する消費生活サポーターを養成するとともに、サポーターのスキルアップのためのフォローアップ講座を実施する。

平成 26 年度以降は、サポーターの登録の少ない地域で重点的に養成を行っている。

・ サポーター登録者 277 人（R 8 年 3 月末日現在）

<令和 7 年度実績>

・ サポーター派遣：95 回 延べ 292 人派遣 延べ 1,642 人受講

・ 養成講座：南魚沼市、新潟市、上越市、オンデマンド（59 人受講）

(ウ) 消費者志向経営の普及

事業者が、消費者全体の権利・利益を尊重し、企業の社会的責任を重視した事業活動・経営を行う「消費者志向経営」について、県内事業者の理解を深めるため、また、事業者と消費者の信頼関係の構築のための双方向コミュニケーションの実践を通じてその効果を体験していただくためのセミナーを実施する。

<令和7年度実績>

日時・会場	事業者からの報告等	参加者	
10/9 メディア シップ (ハイブリッド形式)	○第1部 基調講演 「事業者と消費者でつくる持続可能な暮らし」(消費者庁) ○第2部 事業者報告 「お客様とともに取り組む環境活動」(株ウオロク)、 「人と環境に寄り添うリユース事業の歩み」(株ハードオフコーポレーション) ○グループワーク	41人	
12/16 メディア シップ (ハイブリッド形式)	○第1部 基調講演 「サステナブル・ラベルを活かす!伝える・選ぶヒント」 (日本サステナブル・ラベル協会) 「サステナブルな選択をするために必要なこと」 (適格消費者団体 消費生活ネットワーク新潟) ○第2部 事業者報告 「一滴の油からやさしさを広げる」(太陽油脂株) ○グループワーク	44人	85人

(エ) 金融経済に係る知識の普及

- 目的 健全で合理的な生活・家計運営の定着を図り、よりよい消費生活を送るため、中立・公正な立場から、金融経済に係る知識の普及を図る。
- 内容 新潟県金融広報委員会(事務局 日本銀行新潟支店内)と連携して、暮らしに身近な金融に関する幅広い広報活動を行うとともに、ニーズにあった金融講習を実施する。

<新潟県金融広報委員会>

役 職	構 成 員
会 長	新潟県知事
副 会 長	日本銀行新潟支店長、財務省関東財務局新潟財務事務所長
委 員	金融機関、報道機関、商工団体、行政等(28人)

- ・小学生と保護者を対象とした「親子おかね教室」の実施(R7年度2回実施)
- ・日本FP協会新潟支部との共催での講演会(R7年度1回実施)
- ・講座・講習会(R7年度2回実施)

(オ) 広報誌、マスメディア等の活用による消費生活情報の提供や啓発

県民生活課消費とくらしの安全推進班、消費生活センターにおいて、消費生活問題のテーマ毎に消費者に対する情報提供や、成年年齢引き下げ等も踏まえた消費者トラブル防止への注意喚起、消費者ホットライン188の周知等を行っている。

① 広報誌の発行

○ 消費生活情報にいがた「くらしほっと」 年2回発行

消費生活に関する様々な情報を掲載

- ・ 主な配布先：市町村、公民館、地域包括支援センター、消費生活サポーター等
- ・ 配布部数：令和7年度 26,500部/回、令和8年度 26,500部/回予定

○ くらしの安全かわら版「きーつけなせや」 毎月発行（県HP掲載）

悪質商法や製品事故などの消費者トラブルに関するタイムリーな注意喚起情報等を掲載

- ・ 主な配布先：市町村、警察署、消費生活サポーター等
- ・ 配布部数：令和7年度 3,300部/回、令和8年度 3,300部/回予定

② マスメディアを活用した広報・啓発事業

○ テレビ放送 ※県広報番組枠

「県からのお知らせ」9回

○ ラジオ放送

「県からのお知らせ」8回 ※ 県広報番組枠

「ラジオスポット」民放2局：令和7年10月1日～12月31日（全51回放送）

○ 新聞掲載（新潟日報）

「県からのお知らせ」7回 ※県広報掲載枠

③ デジタル媒体を活用した広報・啓発事業

○ ウェブ広告配信

- ・ YouTube 広告（若者向け）

配信期間：令和8年2月27日～3月26日

- ・ Instagram リール広告

配信期間：令和8年3月15日～31日

○ 新潟駅設置のデジタルサイネージ（電子看板）

掲出場所：JR 新潟駅高架下・万代広場側バスターミナル

掲出期間：令和7年9月1日～9月30日

令和8年3月2日～3月31日

○ 映画上映前広告（シネアド）

放映地域：県内全7館

放映期間：令和7年12月19日～令和8年1月1日

令和8年3月6日～19日

④ 成年年齢引き下げに伴う周知・啓発事業

○ 高等学校等への周知啓発

- ・啓発ポスターの掲示
- ・啓発チラシ等の配付（保護者への情報提供含む）

⑤ その他の情報提供、啓発事業

○ 消費者月間

- ・新潟ユニゾンプラザ1階ホール内で相談窓口、被害防止などのパネル掲示、パンフレット配布により啓発
- ・5月の消費者月間に合わせて、横断幕・懸垂幕の掲示
- ・ほっとホット新潟（県広報番組）にて広報

エ 消費者被害等の救済と苦情処理・紛争解決の促進

(ア) 新潟県消費生活センターにおける消費生活相談の実施

○ 相談体制（令和8年4月1日現在）

- ・消費生活相談員7人

(イ) 多重債務相談等テーマ別相談会等の実施（令和7年度）

相談会等名称	実施概要	相談件数
多重債務無料相談会 (キャンペーン)	国のキャンペーンに応じ、県弁護士会、司法書士会、国、市町村や関係機関との連携により、県下時期を一にして多重債務相談会を開催（平成19年度～） ・時期：令和7年11月～12月 ・会場：8市町村（参加10市町村）	14
消費生活移動相談室	弁護士による消費生活相談会の開催 ・時期：上期 令和7年8月～10月 下期 令和7年1月～3月 ・会場：上期3市町村、下期1市町村	前期3 後期1
高齢者向け特別電話相談	9月、2月にそれぞれ2日間実施	20
若者向け特別電話相談	1月に2日間実施	1

(3) 市町村・消費者団体との連携や協働

ア 市町村との連携と支援

(ア) 新潟県消費者行政推進事業等補助金

国の交付金を活用し、市町村が行う消費生活相談窓口等の機能強化に関する事業に経費に対して、補助金を交付する。

- ・令和8年度市町村補助金予算額 23,599千円(18市4町3村 取組予定)

補助金交付事業実績

(単位：千円)

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算 (当初)	49,445	44,244	46,636	40,464	38,694	44,708
決 算	40,664	38,136	31,568	32,739	31,544	35,302
実施団体数	29 団体 (20市6町3村)	26 団体 (19市4町3村)	28 団体 (20市5町3村)	26 団体 (18市5町3村)	28 団体 (20市5町3村)	26 団体 (18市5町3村)

※国交付金を原資とした補助金。なお、令和元年度までは新潟県消費者行政活性化基金（H21～26年度の国交付金を原資とした基金）残高も活用。

(イ) 「市町村ホットライン」

市町村の消費生活相談窓口業務の支援を行うため、市町村相談員等からの質問や相談等に対し、県消費生活相談員が専用電話により助言を行う。

<令和7年度実績> 受付件数 279回(3月末現在)

(ウ) 「市町村消費生活相談体制整備促進支援事業」

県消費生活センターにおける市町村相談員等の受け入れ研修や、市町村への県消費生活センター相談員の派遣研修を行い、市町村の消費生活相談体制（相談窓口等）の整備促進を支援する。

<令和7年度実績> 1団体（燕市）

(エ) 市町村の相談対応職員やセンター相談員等を対象とした主な研修事業

- ・県内消費生活センター等職員研修（令和7年度2回実施 参加者52人）

(オ) 消費者安全確保地域協議会設置支援事業

市町村や消費者関係団体などとの連携により、地域の実情に合わせた消費者行政推進事業の実施や、高齢者等の消費者被害防止見守りネットワークの構築、充実・強化に向けた市町村の取組を支援し、市町村の消費者行政の充実、強化を図る。

令和8年2月5日 新潟県高齢者等消費者被害防止見守りネットワーク（新潟県消費者安全確保地域協議会）

イ 消費者団体等への支援・育成及び連携、事業者団体による自主的な取組の促進

消費生活協同組合、消費者団体の育成を図り、自主的な消費者の活動を支援・指導し、消費生活の安定及び向上を図る。

(ア) 消費生活協同組合の指導

- 施策方針 消費生活協同組合法に基づく指導検査を実施し、組合員に不利益が及ばないよう組合の健全な育成を図る。
- 指導検査を実施した組合数（1つの組合に対して5年で1回程度、定期的に調査を行う）
令和7年度：4組合
- 消費生活協同組合数（令和8年3月31日時点、休止中の組合除く）
21組合（連合会（1）、職域組合（8）、地域組合（12））

※ 消費生活協同組合一覧（組合員数：令和6年度期末時点、休止中の組合除く）

区分	組合名	設立	住所	組合員数
連合会	新潟県生活協同組合連合会	S39. 2. 17	新潟市中央区新光町 6-2	16 組合
職域	新潟県学校生活協同組合	S24. 5. 20	新潟市西区善久 739 番地 2	23, 411
	ニイガタ・生活協同組合	S30. 7. 13	新潟市東区岡山 1300	1, 587
	新潟県職員生活協同組合	S34. 5. 28	新潟市中央区新光町 4-1	13, 946
	新潟大学生生活協同組合	S38. 3. 18	新潟市西区五十嵐 2 の町8050	13, 217
	上越市職員生活協同組合	S51. 9. 1	上越市木田 1-1-3	1, 727
	新潟市職員生活協同組合	S63. 4. 1	新潟市中央区上大川前通 8 番町 1260 番地	7, 156
	新潟県立大学生生活協同組合	H8. 11. 15	新潟市東区海老ヶ瀬 471	1, 702
	新潟青陵大学・短期大学生生活協同組合	H9. 11. 25	新潟市中央区水道町1-5939	1, 805
地域	越生活協同組合	S25. 9. 25	糸魚川市大字越 135-2	26
	新潟市火災共済生活協同組合	S31. 12. 27	新潟市中央区米山 5-15-16	18, 088
	白根保健生活協同組合	S33. 2. 13	新潟市南区上下諏訪木770-1	11, 767
	新潟県総合生活協同組合	S37. 3. 1	新潟市中央区新光町 6-6	344, 429
	栄ガス消費生活協同組合	S40. 1. 25	三条市帯織 2677-1	3, 524
	新潟医療生活協同組合	S50. 2. 26	新潟市東区竹尾 4-13-3	40, 255
	新潟県民共済生活協同組合	S58. 3. 22	新潟市中央区幸西 1-1-20	441, 570
	生活協同組合コープデリにいがた	R4. 3. 21	新潟市西区流通 1 丁目 5-3	243, 660
	ながおか医療生活協同組合	H6. 11. 24	長岡市前田 1-6-7	10, 620
	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟	H18. 2. 24	新潟市中央区鳥屋野 398-1	1, 546
	新潟ゆとり生活協同組合	H18. 7. 21	新潟市中央区上所上 1-11-31	13, 094
	生活協同組合バルシステム新潟ときめき	H29. 2. 20	新潟市西区山田 303-8	18, 857
	合計			

(イ) 消費者団体の育成

消費者団体が行う、消費者への注意喚起や情報提供、消費者の声を集め具体的な意見を表明するなどの自主的な活動について、事業費補助や情報提供など、必要な支援を行うことにより、消費者団体を通じた消費者の権利の確立、自立の支援を推進する。

【参考】新潟県消費者協会の現況

消費者の利益を増進し、県民生活の安定と向上を図るため、消費者に対し知識を普及し、公正な情報を提供するとともに、消費者の意向を行政及び業界に反映させる等の活動を行う。

・正会員 (12)

(R7. 3. 31 現在)

この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人及び団体

団体名	会員数	団体名	会員数
柏崎市消費者協会	38	三条市栄消費者協会	33
新潟県魚沼市消費者協会	21	五泉市消費者協会	11
南魚沼市塩沢消費者協会	43	新潟市消費者協会 (5支部：新潟・新津・巻・白根・豊栄)	151
十日町市消費者協会	18	新発田市消費者協会	17
新潟県小千谷市消費者協会	22	村上市消費者協会	26
長岡市消費者協会	44	佐渡市朱鷺の会	20
		合計	444

・賛助会員 (62)

この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(ウ) 関係団体等との連携による事業推進

- ① 消費生活サポーター活用推進事業 (再掲：P28 参照、県消費者協会に委託)
- ② 「食から持続可能な社会を考える学習会」
(再掲：P24 参照、新潟県生活協同組合連合会に委託)
- ③ 消費者志向経営普及啓発事業 (再掲：P29 参照、消費生活ネットワークに委託)

(4) 社会・経済情勢への対応

生活関連物資等の物価の監視

(ア) 生活関連物資等の価格及び需給状況の調査・把握等

- 目的 生活関連物資等の価格動向及び需給状況について調査・把握し、情報提供や物価対策に資することを目的とする。
- 内容 物価監視班を設置し、物価高騰時等の緊急時に農林物資や経済物資の価格などを調査する。(調査実施時に設置)
 - ・物価監視班
 - ・物資監視班長…総務部長を任命
 - ・総括監視員、物価監視員…県民生活課員を任命
 - ・物価監視班の任務 (新潟県物価監視班設置規程)

物価監視班出動の根拠	内容
生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	法に基づき物資が指定された場合、その指定物資の価格動向や需給の状況、その保有状況を調査する。
国民生活安定緊急措置法	法に基づき物資の標準価格が指定された場合、その動向を調査する。
新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	生活関連物資及び県で指定した物資について価格動向及び需給状況の調査をする。

※物価関連2法

①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

指定物資の価格動向調査、指定物資の売惜しみ業者に対する売渡し指示・命令、立入調査

②国民生活安定緊急措置法

指定された物資の標準価格指定時に業者に対し標準価格での表示・販売を指示、立入調査

<県条例に基づく物価調査の実績>

○平成 19 年度…「新潟県中越沖地震」時における生活関連品目の物価調査の実施

(品目:キャベツ、レタス、ピーマン、豚肉、ガソリン、灯油、トイレットペーパー)

<任意聞き取り調査>

○平成 22 年度…「東日本大震災」時における生活関連物資の物価調査実施(ガソリン、灯油)

(イ) 物価情報の提供

○ 目 的 物価動向及び物価対策等についての認識を深め、物価問題に関する一般的理解が得られるよう消費者、消費者団体や事業者等に情報提供を行う。

○ 内 容 新潟県ホームページで物価に関する情報提供を行う。

(新潟県石油製品価格)

